

入間市国民健康保険税の税率改定について

1 これまでの流れ

- ・平成 26 年 9 月 運営協議会から税率改定に関する答申を受ける。

答申の概要 ① 安定的な国保運営と市民の税負担の公平性を図るため税率を改定し、法定外繰入金を 10 億円減額する。

② 激変緩和のため、平成 27 年度に 5 億円、29 年度と 31 年度に各 2.5 億円を減額する。

③ 税率改定の時期は、社会情勢の変化を的確に捉え、柔軟に対応する（付帯意見）。

- ・平成 27 年度 答申に基づき、1 回目の改定を実施。
- ・平成 29 年度 2 回目の改定を見送る。
- ・平成 30 年度 2 回目の改定を実施。

2 今後の改定に向けて

○ 平成 30 年度税率改定までの答申に対する検証について

答申に基づく税率改定について、平成 27・30 年度の 2 回を実施した結果、平成 30 年度の財政推計における法定外繰入金の額が約 4 億円となり、答申による法定外繰入金の減額目標額である 10 億円に近い金額の減額が見込まれます。

また、平成 30 年度からは、国保制度そのものが大幅に改革され、これまでの制度とは大きく変わっています。一方、答申における税率改定については、これまでの制度における税率改定の内容となっており、国保広域化の視点は含まれていません。

したがって、答申に基づく「法定外繰入金の減額＝税負担の公平性」については、平成 30 年度の 2 回目の税率改定により、大きな効果があったと考えます。

今後の税率改定については、答申の趣旨を生かし、国保広域化による制度の中で、市民の税負担の公平性を考慮しながら、対応を図っていきたいと考えます。

◆ 国保広域化に伴う標準保険税率に基づく税率改定について

県が示す標準保険税率に市の保険税率を合わせるのに要する期間として、平成30年度から6年間（平成35年度まで）の激変緩和措置が設けられています。また、この6年間に税率改定以外の要因（収納率向上、医療費適正化、保険者努力支援制度交付金）を含めて、赤字の解消・削減をする必要があります。

このことから、市の保険税率を標準保険税率に合わせ、また、赤字の解消を図っていくため、平成35年度までの5年間における国保税率改定の実施時期等について、ご協議をいただきたいと考えます。

※ 平成29年9月に策定された「埼玉県国民健康保険運営方針」において、次の点について明記されていることから、答申の考えに沿った国保税率の改定が実施できるものと考えます。

- ・ 基本的事項において記載されている「本県の市町村国保では、近年300億円を超える法定外繰入れを実施しており、実質的な収支は赤字が続いています。このため、県は各市町村の収納率向上に向けた取組を支援するとともに、市町村国保における医療費適正化の一層の取組促進を図り、市町村とともに赤字の解消・削減に取り組んでいきます。」は、税負担の公平性を図ることを包含していると考えます。
- ・ 標準的な保険税算定方式として、「埼玉縣市町村国保広域化等支援方針を引継ぎ、2方式（所得割、均等割）を標準とします。」と、記載されています。
- ・ 「賦課限度額は、法定額のとおり設定し、県内どこでも同じ賦課限度額となることを目指します。」と、記載されています。